

土砂災害警戒情報発表基準の変更について

令和5年6月8日から、土砂災害警戒情報をより適切な発表基準に変更します。

北海道各（総合）振興局と札幌管区気象台・各地方気象台は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、土砂災害警戒情報を発表しています。

今般、発表基準作成に用いる雨量、災害のデータ更新等により、土砂災害警戒情報の発表基準を見直し、下記のとおり変更します。

基準を変更することで、より適切な時期に必要な市町村を対象として土砂災害警戒情報を発表することが可能となり、市町村や住民の判断を効果的に支援することが期待されます。

また、基準変更により、北海道土砂災害警戒情報システム（土砂災害危険度情報）^{※1}及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）^{※2}についても、新たな基準で判定され、避難対象地域の絞込みを一層的確に支援できるよう改善されます。

記

1 基準変更日時

令和5年6月8日 13時

2 基準変更範囲

北海道の全市町村（土砂災害警戒情報の基準設定のない新篠津村、南幌町、妹背牛町、秩父別町、比布町、更別村を除く）

※1 北海道「北海道土砂災害警戒情報システム（土砂災害危険度情報）」

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/hazardMap/displayArea.do>

※2 気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>

本件に関する問い合わせ先：

北海道建設部土木局河川砂防課 主査（土砂災害対策）星井
（電話：011-231-4111 内線 29-423）

札幌管区気象台気象防災部予報課 土砂災害気象官 柴田
（電話：011-611-0170 内線 448）